

2024年6月13日

埼玉県本庄市西富田762番地1
ケイアイスター不動産株式会社
代表取締役 塙 圭二

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
東京ミッドタウン八重洲
八重洲セントラルタワー12階
ケイアイネットクラウド株式会社
代表取締役 木呂場 岳

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

ケイアイスター不動産株式会社（以下、「存続会社」という。）及びケイアイネットクラウド株式会社（以下、「消滅会社」という。）は、2024年6月13日付で、2024年9月1日を効力発生日とする吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結いたしました。

本契約に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

消滅会社は存続会社の完全子会社であるため、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社に関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等

存続会社は金融商品取引法に基づき、有価証券報告書を提出しております。

② 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 消滅会社に関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

② 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みであり、収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。したがって、本合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙 1

合併契約書

吸 収 合 併 契 約 書

ケイアイスター不動産株式会社（以下「甲」という。）とケイアイネットクラウド株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は吸収合併（以下「本合併」という。）して、甲は存続し、乙は解散する。

② 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：ケイアイスター不動産株式会社

住所：埼玉県本庄市西富田762番地1

乙：吸収合併消滅会社

商号：ケイアイネットクラウド株式会社

住所：東京都中央区八重洲二丁目2番1号東京ミッドタウン八重洲八重洲セントラルタワー12階

（効力発生日）

第2条 本合併の効力発生日は、2024年9月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は乙の全株式を所有しており、本合併では一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第4条 甲は、本合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

（合併契約承認株主総会）

第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、また乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、それぞれ本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

（権利義務全部の承継）

第6条 甲は、効力発生日に乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務

務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行する。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので本書1通を作成し、甲は原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2024年6月13日

会社名：ケイアイスター不動産株式会社
代表者：代表取締役 埴 圭二

会社名：ケイアイネットクラウド株式会社
代表者：代表取締役 木呂場 岳

別紙 2

計算書類

第7期

計 算 書 類

第7期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

ケイアイネットクラウド株式会社

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	395,319,113	流動負債	737,763,938
現金及び預金	13,613,775	支払申請書未払金	14,675,367
売掛金	25,013,841	経費精算申請書未払金	1,487,938
販売用不動産	141,473,423	工事未払金	177,473,894
未成工事支出金	141,403,051	未成工事受入金	147,491,352
前払費用	1,635,415	未払金	60,943,561
立替金	164,104	預り金	565,230
未収入金	44,294,755	未払法人税等	22,600
未収還付消費税等	20,268,300	前受収益	27,908,665
未収還付法人税等	7,452,449	賞与引当金	9,405,799
固定資産	287,830,091	関係会社預り金	297,789,532
有形固定資産	3,268,163	固定負債	39,600,000
建物附属設備	2,618,401	預り保証金	39,600,000
一括償却資産	649,762	負債合計	777,363,938
無形固定資産	586,250	(純資産の部)	
ソフトウェア	586,250	株主資本	△94,214,734
投資その他の資産	283,975,678	資本金	25,000,000
出資金	10,000	資本準備金	25,000,000
子会社株式	171,200,000	利益剰余金	△144,214,734
敷金	2,490,000	その他利益剰余金	△144,214,734
分担金	2,700,000	繰越利益剰余金	△144,214,734
長期繰延税金資産	107,575,678	純資産合計	△94,214,734
資産合計	683,149,204	負債純資産合計	683,149,204

損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
売上高		1,003,116,059
売上原価		577,719,771
売上総利益		425,396,288
販売費及び一般管理費		459,219,265
営業利益		△33,822,977
営業外収益		
受取利息	348	
その他	4,451,839	4,452,187
営業外費用		
支払利息	5,026,594	5,026,594
経常利益		△34,397,384
特別損失		
固定資産除却損	6,320,149	6,320,149
税引前当期純利益		△40,717,533
法人税、住民税及び事業税	1,074,200	
法人税等調整額	△15,270,228	△14,196,028
当期純利益		△26,521,505

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:円)

項目	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	25,000,000	25,000,000	25,000,000	△117,693,229	△117,693,229	△67,693,229	△67,693,229
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)							
剰余金の配当							
当期純利益				△26,521,505	△26,521,505	△26,521,505	△26,521,505
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計				△26,521,505	△26,521,505	△26,521,505	△26,521,505
当期末残高	25,000,000	25,000,000	25,000,000	△144,214,734	△144,214,734	△94,214,734	△94,214,734

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び

2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～10年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3.引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4.重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、控除対象外消費税等を当事業年度の費用として処理しております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。

(株主資本変動計算書に関する注記)

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 500株